

# 液体窒素容器の再検査について

密閉して使用する容器には高圧ガス保安法により  
容器再検査が義務付けられています。



容器検査義務  
なし



容器検査義務  
あり

対象の容器には銅板に刻印がされており、容器の製造年月日によって再検査周期が異なります。

また、低温センターで充填したことのある容器には再検査期限を掲示しています。

|                  | <p>容器製造年月<br/>2007年4月</p> <p>再検査合格年月<br/>2012年5月<br/>2017年5月</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>容器の製造年月</th> <th>製造後経過年数</th> <th>検査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1989年4月1日<br/>以降</td> <td>20年未満</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>1989年3月31日<br/>以前</td> <td>---</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> | 容器の製造年月 | 製造後経過年数 | 検査周期 | 1989年4月1日<br>以降 | 20年未満 | 5年 | 20年以上 | 2年 | 1989年3月31日<br>以前 | --- | 1年 |  |
|------------------|--|---|---------|---------|------|-----------------|-------|----|-------|----|------------------|-----|----|--|
| 容器の製造年月          | 製造後経過年数  | 検査周期  |         |         |      |                 |       |    |       |    |                  |     |    |  |
| 1989年4月1日<br>以降  | 20年未満  | 5年  |         |         |      |                 |       |    |       |    |                  |     |    |  |
|                  | 20年以上  | 2年  |         |         |      |                 |       |    |       |    |                  |     |    |  |
| 1989年3月31日<br>以前 | ---  | 1年  |         |         |      |                 |       |    |       |    |                  |     |    |  |
| 銅板の刻印            | 再検査周期  | 容器への掲示  |         |         |      |                 |       |    |       |    |                  |     |    |  |

- ・ 検査切れの容器には液体窒素が充填できません。
- ・ 再検査は研究室でガス会社や購入先等に依頼してください。
- ・ 低温センターにご連絡頂ければ低温センターから業者に検査依頼することも可能です。

この場合でも検査費用は研究室負担となります。(伝票をお渡しします。)

- ・ 検査には1ヶ月程度要します。計画的に実施していただくようお願いします。

低温センターではレンタル容器も用意しておりますので、検査期間中にご利用いただけます。

- ・ 検査費用は容器サイズにより異なりますが、3~4万円程度です。

圧力計やバルブ等、部品交換が必要な場合は別途費用発生します。